

# 税

TAX

## 償却資産の申告

法人や個人で工場や事務所、アパート、農業などを営んでいる方が所有している事業用の有形減価償却資産のうち、土地、家屋、自動車（軽自動車含む）以外のものは、償却資産として固定資産税の対象となり、申告が必要です。

原則として、決算のときに減価償却資産として計上したものは、すべて対象となります。ただし、構築物であっても家屋として固定資産税の対象となるものや、自動車・原動機付自転車および一部の農耕用トラクターなどの自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは償却資産の範囲から除かれます。

所有している償却資産に変更がなくても、取得価額の合計が免税点以下であっても毎年申告が必要です。当てはまる資産がある場合は、平成19年1月1日現在の償却資産の所有

6・ティーズチャンネル  
chで放送中

**ケーブルテレビ**

番組表  
TANARA

加入補助をしています  
情報センター  
☎22局7200

街角ネットたはら

放送日	内容
～12/13	里山保全アドバイザー養成特別講座 親子で外国料理
12/14～31	普通救命講習会～あなたの手で救う命～ 「くすのき大学」津軽三味線の演奏体験
1/1～10	田原市民にインタビュー 「平成19年の抱負」

毎日6回放送(内容は2週間ごとに更新)  
7:40 12:40 15:40 18:40 22:40 24:40  
天候などにより、内容を変更する場合があります。

田原ほっとらいん  
毎週土・日曜日  
1日5回放送  
(次回は2月を予定)



状況を1月31日(水)までに申告してください。

詳しくはお問い合わせください。

## 【償却資産の対象となる資産】

### 構築物

温室・育苗用ハウス、ビニールハウスやアクリルハウスなどの各種ハウス・アパートのフェンス・駐車場の舗装など

### 機械および装置

暖房機・温風機・消毒機・結束機・花選別機・花用冷蔵庫・かん水設備・二重カーテンなどの農業用機械および装置、旋盤・プレス

などの産業用機械および装置・コンバインなど

### 船舶

ボート・漁船など

### 航空機

飛行機・ヘリコプターなど

車両および運搬具

フォークリフト・構内運搬車など

工具・器具および備品

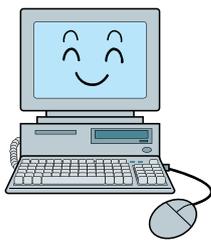
エアコン・

パソコン・

机・いす・陳

列ケースな

ど



### 税務課

☎23局3510 FAX23局0180

## 法定調書の提出

給料・報酬・料金・利子・配当などを支払う方は、一定金額以上を支払った場合、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した書類(法定調書)を税務署に提出してください。

平成18年分の提出は、1月31日(水)までです。法定調書の作成や提出の仕方など、詳しくは直接お問い合わせください。

### 豊橋税務署

☎(0532)52局6201  
FAX(0532)54局5990

## 消費税申告支援センターを 設置

東海税理士会豊橋支部では、新たに消費税の申告をしなければならなくなった事業者をバックアップするため、昨年に引き続き、税務相談所内に消費税申告支援センターを設置しました。消費税の申告でお困りの方は、ぜひご利用ください。詳しくは直接お問い合わせください。

### 東海税理士会豊橋支部

☎(0532)55局0266  
FAX(0532)55局1691

HP <http://www.zeiriskai.gr.jp/>